

後期高齢者医療保険料のお知らせ

1001876

保険料額決定通知書を8月中旬に発送

令和2年度の後期高齢者医療保険料額が決定しました。白い封筒で通知書を発送しますので、届いたら確認してください。

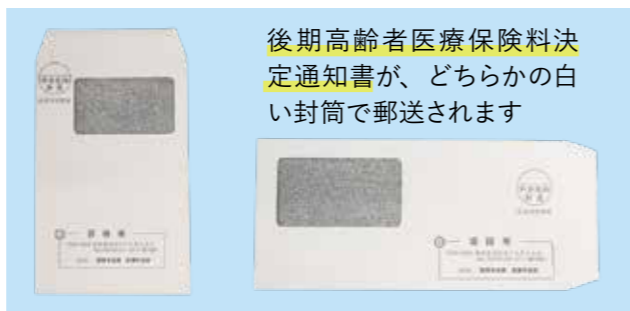
●決定額について

保険料は被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて決まる「所得割額」の合計となり、個人単位で計算されます。本年度の均等割額は43,600円、所得割率は8.60%で、1人当たりの上限額は64万円です。(所得の少ない人は軽減) 決定した本年度の保険料から、前年度の保険料を基に仮徴収で納めた額を差し引いた残りが納税額です。(右表参照)

●均等割額の軽減割合が変更

前年度の所得が一定の基準以下の場合、均等割額が7.75割軽減になります。(前年度は8.5割軽減) 前年度の所得が一定の基準以下で、かつ被保険者全員の年金収入が80万円以下の場合、7割軽減になります。(前年度は8割軽減)

75歳になる前日に、ご家族の社会保険などで被扶養者だった人の均等割額が、制度加入月から2年間5割軽減されます。  
※所得の一定基準は33万円



仮徴収と本徴収

徴収方法	普通徴収	特別徴収
1期(4月)	仮徴収 前年度の年額を6で割った額	仮徴収 前年度の第6期(2月)と同額
2期(6月)		
3期(8月)		
4期(10月)	本徴収 (決定年額 - 仮徴収額)を4で割った額	本徴収 (決定した年額 - 仮徴収額)を3で割った額
5期(12月)		
6期(2月)		

●納期限までに忘れず納付を

納付には年金から天引きされる「特別徴収」と納付書や口座振替で納める「普通徴収」があります。納付書で納める人は、納期限までに納付してください。第3期は8月31日(月)までです。

申請に必要なもの

口座振替申請 希望する金融機関で手続き

- ・通帳
- ・通帳の届け出印

特別徴収中止申請 市役所で手続き

- ・後期高齢者医療被保険者証
  - ・印鑑
  - ・口座振替申請書の本人控
- ※口座振替に変更した場合、社会保険料控除は口座振替で支払った人に適用されます

問合せ 国保年金課医療年金係 ☎ 3 1 3 6

納付方法の変更について

特別徴収の人は、口座振替へ変更できます。金融機関へ口座振替申請と、市役所へ特別徴収の中止申請をしてください。

納付書または口座振替をしている普通徴収の人は、次の①～③の全てに該当する場合は、自動的に特別徴収に切り替わります。

- ①介護保険料が年金から天引きされている
- ②介護保険料が天引きされている年金の受給額が、年額18万円以上
- ③介護保険料額と後期高齢者医療保険料額の合計が、②の年金額の2分の1以下

※特別徴収を希望しない人は、口座振替申請と特別徴収の中止申請をしてください

<消費生活の窓>

1001907

代引きで身に覚えのない荷物が送られてきたら...



代引きとは...

代引きとはネット通販などで購入した商品の代金を、商品到着と同時に配送業者に支払い、引き換えに商品を受け取るサービスです。

-質問-

ネット通販会社から私宛てに代引きの商品が届きました。私が不在だったので家族が代金を支払い、荷物を受け取りました。私が届いた荷物を開け確認すると、全く注文した覚えのない商品でした。返金してほしいのですが、どうしたらよいのでしょうか。

-回答-

ネット通販会社に連絡を取り、身に覚えのない商品であることを伝え、返品や返金の対応を求めましょう。

アドバイス

- ・身に覚えのない荷物が届いたときは、**受け取らず、代金を支払わない**ようにしましょう
- ・通販を利用した場合は、会社名や商品名、代引きなどの支払い方法も含め必ず家族に伝え、商品が届いたときに確認してもらいましょう
- ・家族宛てなど、受け取るべきかその場で判断できないときは、すぐに支払いをせず配送業者(ドライバー)に事情を説明して、荷物を一旦持ち帰ってもらいましょう
- ・届いた荷物を開ける前には、必ず注文した商品か確認しましょう
- ・頼んでいない荷物を開けてしまうと返品できない場合もあります

お困りの際は消費生活センター、または消費者ホットライン【局番なしの188】に相談ください。  
問合せ 消費生活センター ☎ 20-1500  
※相談時間:土・日曜日、祝日除く、午前9時～正午、午後1時～4時

あいおいニッセイ同和損害保険(株) / 第一生命保険(株)

2社と「包括連携協定」を締結しました 問合せ 企画政策課企画調整係 ☎ 内線4031

●地方創生に関する包括連携協定

本市とあいおいニッセイ同和損害保険(株)(高崎市小八木町)は、相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的とし、協定を締結しました。

協定締結日 7月3日(金)

主な協力事項 地域・暮らしの安全・安心に関すること / 人材育成に関すること / 健康・福祉に関すること / 産業振興・中小企業支援に関すること / 観光・農業・教育振興に関することなど



横山市長(左)と松田謙二郎群馬支店長(右)

●包括連携協定

本市と第一生命保険(株)(東京都千代田区有楽町)は、相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展、市民サービスの向上を目的とし、協定を締結しました。

協定締結日 7月16日(木)

主な協力事項 健康増進に関すること / 子育て支援・保育対策に関すること / 高齢者支援に関すること / スポーツ振興に関すること / 環境保全に関すること / 市政情報の発信に関することなど



横山市長(左)と野田強群馬支社長(右)